

畜産とくつく情報

平成 14 年 4 月 19 日

問い合わせ先

長野県庁畜産課

☎026-235-7232

古畳を原料としたわらの飼料、堆肥等への使用には注意を！

4月10日、農林水産省は、「独立行政法人肥飼料検査所が古畳を原料とする飼料の分析を行ったところ、[飼料の有害物質の指導基準](以下「指導基準」という。)を超えた残留農薬(BHC・ディルドリン)が検出された」と公表しました。

畜産農家の皆様は、古畳の飼料・堆肥等への使用に際しては、次の事項に十分留意してください。

1 購入わらの原料に古畳の混入が心配される場合

購入業者等に、原料に古畳が混入しているか確認してください。

混入されている場合は、「指導基準」を満たすことが確認できるまで、使用を控えてください。

2 古畳を自己保有等している場合

古畳の使用は極力控えてください。

仮に使用する場合は、農薬等の検出検査により安全性を確認する必要があります。

なお、検出検査は「指導基準」で定められている40数種類の農薬等について行うこととなり、その検査手数料は自己負担となります。

今後、地方事務所等を通じて、畜産農家での使用状況について調査を行いますので、御協力をお願いします。

(草地飼料係)

中国産稲わらの輸入が停止されています！

4月5日、農林水産省は、「輸入検査で中国産の輸入稲わらから“ニカメイガの幼虫”が発見された」と公表し、同日から「植物防疫法及び家畜伝染病予防法上の条件違反として中国産稲わらの輸入停止」を行っています。

中国産稲わらは、「平成12年3月に我が国で発生した口蹄疫の発生原因」と考えられており条件違反の原因が解明され、中国側の改善策が適切と認められるまで、輸入停止の措置がとられます。(現時点での輸入再開の日程は不明)

当面、中国産稲わらは輸入されませんので、畜産農家の皆様は、以下の取組をお願いします。

1 不安定な輸入稲わらから脱却し、国産稲わらの利用による、安心で信頼される畜産物の生産に努めましょう。

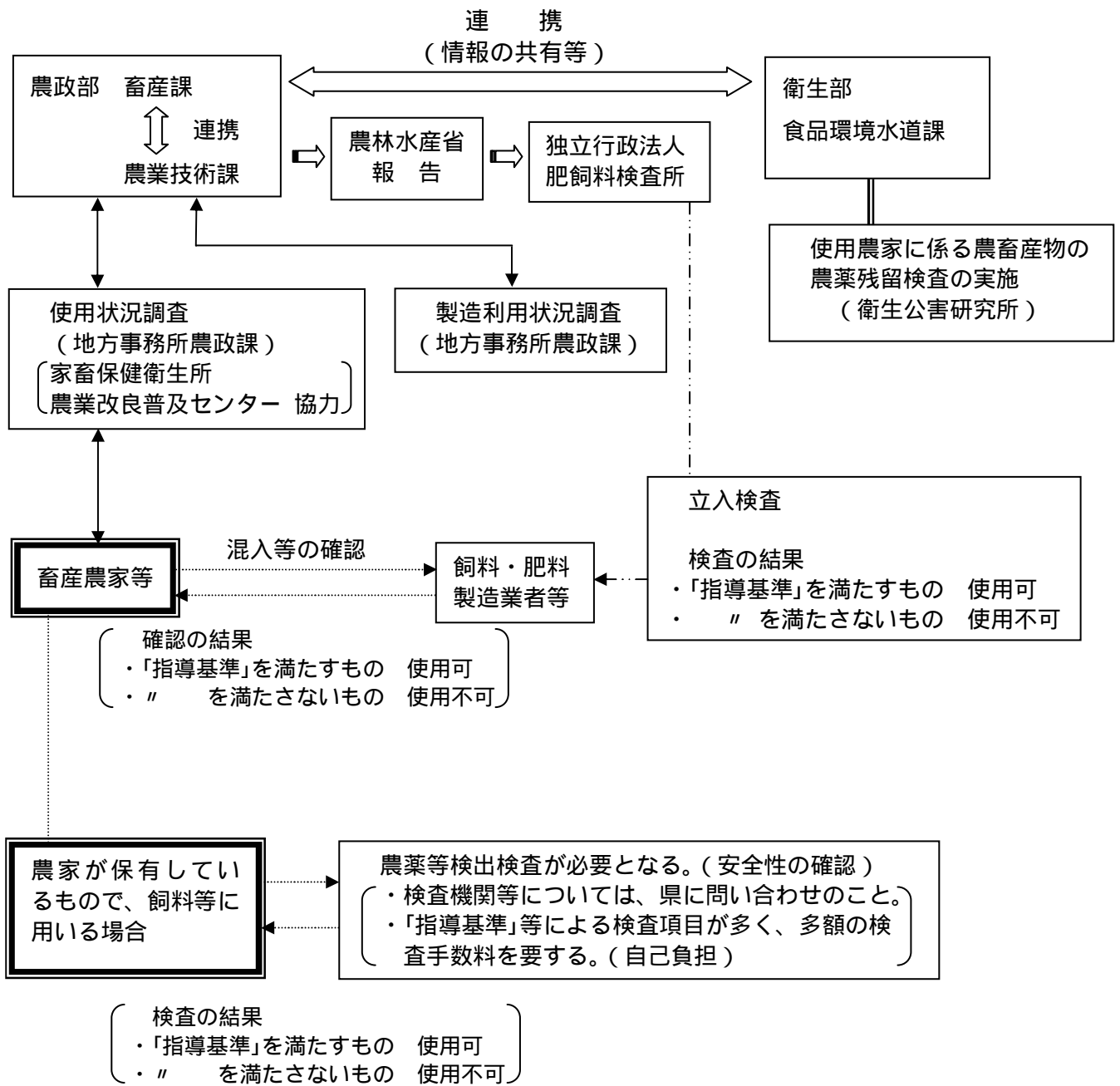
2 国産稲わら・麦わら等の融通や収集に地域として取り組みましょう。

3 輸入稲わらの代替飼料として利用可能な輸入品(ライグラスやフェスク類のストロー)の確保を図りましょう。

飼料給餌等に関するご相談は、お近くの農業改良普及センターへお問い合わせ下さい。

(草地飼料係)

古畳の藁を原料とした飼料等調査・連携フロー



BSE対応畜産経営安定資金のお知らせ

国はBSEに対応する運転資金として、貸付利率1.7%、償還期間2年以内の「BSE対応畜産経営安定資金」を創設しました。

しかし、未だ国の要領等が決まっておりませんので、本資金の融資は、もうしばらくお待ちください。

なお、県では、市町村・融資機関の協力のもとに、この資金を活用し「実質5年間・無利子とする方針」に変わりありません。

(畜産経営係)